

〔事案 27-273〕 契約無効等請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約内容は意図した内容と異なっているため、契約を無効とし、既払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 11 月に契約した個人年金保険について、以下を理由に、契約を無効とし、既払保険料を返還してほしい。

- (1) 申立人の役員全員の退職金の積立てを目的として、本件契約を締結したが、募集人が申立人の理事長らに対して十分な説明をしなかった。
- (2) そのため、すべての役員について、本件契約を解約しなくても退職金を支給できる、また、契約の数年後には、解約返戻金が支払保険料を下回らないと誤信した。
- (3) しかしながら、実際には本件契約は解約しなければ金員を受け取れず、10 年間契約を継続しても支払保険料の 9 割程度しか戻らない契約であり、錯誤（民法 95 条）にもとづく契約である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件契約については、募集人は解約返戻金額等も含めて重要事項を十分に説明しており、申立人の理事長も「9 割程度しか戻らないのは仕方ない」として承認している。設計書、パンフレットにも、しばらくの間は解約返戻金額が累計保険料額を下回る旨の記載がある。
- (2) 本件契約は、理事長の退職金原資の用意のみを目的としたものであり、募集人が解約をせずにすべての役員の退職金の原資が得られるという説明をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況を把握するため、申立人の理事長、理事、事務長および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には募集資料の検討を怠った重大な過失があるものと認められることから錯誤による契約無効を認めることはできないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程 37 条にもとづき手続を終了した。